

2022年6月2日 制定
2023年3月28日 改定
一般社団法人電力データ管理協会
代表理事 平井 崇夫

情報セキュリティ方針

本協会は、電力データを安全かつ適正に利用・提供できる環境を整備することにより、社会の発展に寄与するとともに、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保に資することを目的としています。この目的に係る事業を実施するうえで、情報資産を適切に管理し、様々な脅威から保護することが、本協会の重要な社会的責務であると考えています。

本協会は、この責務を果たすために以下の方針を定め、情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」といいます。）を構築し、これを本協会のマネジメントの一環として組み込むことにより情報セキュリティリスクを管理し、関係者からの信頼を確実なものとしていきます。

1. 情報セキュリティの目的

本協会は、保有するすべての情報資産を適切に管理し、様々な脅威から保護するために、ISMSを運用します。

2. 情報セキュリティ要求事項の遵守

本協会は、ISMSを運用することにより、以下の情報セキュリティに関連する要求事項を遵守します。

- (1) 個人情報保護法、電気事業法をはじめとする法的又は規制要求事項、各種ガイドラインの要求事項
- (2) 提供会員、利用会員及び電気使用者等との契約等に含まれる要求事項
- (3) その他、本協会が受け入れることを決定した要求事項

3. 情報セキュリティ対策

本協会は、情報セキュリティリスクを管理し、情報セキュリティの目的を達成するために、以下の対策を講じます。

(1) 組織体制

情報セキュリティ最高責任者を中心とした情報セキュリティ運営組織を設け、ISMSを確立し、情報セキュリティ活動を推進します。

(2) 人的セキュリティ対策

本協会のすべての職員に対し、情報セキュリティ教育を計画的に実施し、本方針と情報セキュリティ対策の周知徹底を図ります。

(3) 業務委託先の管理

本協会は、事業運営上業務の一部を委託することがあります。この場合、本協会は、委託先の選定に配慮するとともに、委託先のセキュリティ評価や守秘義務契約締結等により、適切に管理します。

(4) 適切な情報資産の管理

本協会は、取り扱う情報資産を事業への影響度に応じて適切に分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行います。

(5) 物理的セキュリティ対策

本協会は、環境的要因による脅威や部外者の侵入、並びに内部不正等の脅威から情報資産を保護するために、物理的な対策を講じます。

(6) 技術的セキュリティ対策

本協会は、内部・外部の様々な脅威から情報資産を保護し、不正な侵入、漏えい、改ざん、紛失、破壊、妨害等が発生しないよう、十分な情報セキュリティ対策を反映した情報システムを構築し運用していきます。

4. インシデント対応

本協会は、情報セキュリティ事件・事故が発生した場合、又はその予兆があった場合、すみやかに対応し適切な処置を行います。また、原因を究明し、再発防止に努めます。

5. 継続的改善

本協会は、ISMS を運用することにより、技術的・社会的な必要性が生じる都度見直しを行い、情報セキュリティリスクへの対応を継続的に改善していきます。

以 上